

千葉県報

号外
令和5年9月8日

主要目次

告示

○ 災害救助法に基づく救助を行う区域

一

告示

告示

千葉県告示第三百五十二号の二

災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第二条第一項の規定により、令和五年九月八日の令和五年台風第十三号により災害が発生した茂原市、鴨川市、山武市及び大網白里市並びに長生郡睦沢町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町の区域内において救助を行う。

令和五年九月八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八